

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書No. 7
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	有限会社ティーケー興産
【住所又は本店所在地】	東京都中央区日本橋室町3-2-15
【報告義務発生日】	該当事項はありません
【提出日】	平成22年5月6日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	該当事項はありません
【提出形態】	該当事項はありません
【変更報告書提出事由】	該当事項はありません

【本文】 【発行者に関する事項】

発行者の名称	高橋カーテンウォール工業株式会社
証券コード	1994
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	株式会社大阪証券取引所

【提出者に関する事項】

[提出者 / 1]

個人・法人の別	法人（有限会社）
氏名又は名称	高橋カーテンウォール工業株式会社
住所又は本店所在地	東京都中央区日本橋室町3 - 2 - 1 5
旧氏名又は名称	有限会社ティーケー興産
旧住所又は本店所在地	東京都中央区日本橋室町3 - 2 - 1 5

【訂正箇所】

訂正される報告書の 報告義務発生日	平成22年5月1日
訂正前	第一号様式 (5) [当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日 間の取得又は処分の状況] 譲渡の相手方 記載なし
訂正後	第二号様式 (5) [当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日 間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）] 譲渡の相手方 高橋カーテンウォール工業株式会社